

事業認定告示を受けての会見で「今まで通り生活を続けるだけ」と述べる岩下さん(中央) — 県庁



石木ダム認定告示受け

事業認定は土地収用法に基づき手続き。告示で県は県収用委員会への裁決申請を経て、強制収用に道を開くことが可能になった。県は「現時点では話し合いでの解決を目指す」としているが、交渉での解決はさらに困難さを増した。

岩下さんは「県が(事業を)やるといふなら強制収用しかない。私たちは覚悟の上で住み続けるだけ」と述べた。

一方、「石木川の清流を守り川棚川の治水を考える

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で今月、国の事業認定が告示されたのを受け、反対地権者13世帯でつくる石木ダム建設絶対反対同盟の代表格、岩下和雄さん(66)は20日、県庁で会見し「今後一切、県とは話し合いを持たない」と述べた。

絶対反対同盟 交渉さらさらに難しく
岩下さん会見

「県と一切話し合わない」

町民の会」(同町)など事業に反対する県内4団体は同日、県庁で県に申し入れを実施。2010年知事選時、市民団体が行った候補者アンケートに中村法道知事が「強制収用はしない」と回答したとして「公約通り『強制収用は行わない』と表明を」と求めた。

中村知事は認定告示後、報道陣に「(強制収用は)

選択肢としてあり得る」と述べている。応じた村井禎美土木部長は「現段階で(強制収用を)考えておらず、首尾一貫している」と主張した。(山口恭祐)